

奈良県告示第二百九十一号

平成二十年二月奈良県告示第三百六十二号（奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示）の一部を次のように改正し、令和二年十二月一日から施行する。

令和二年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一の表第二項中「奈良県肥料取締法施行細則」を「奈良県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則」に、「第四条」を「第三条」に改め、「及び価格」を削る。